

## 報告

### 【 市長報告 】

---

それでは、ただいま上程となりました報告 3 件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第 10 号乃至報告第 12 号の「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されているものについて、専決処分したもので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、それぞれ報告するものであります。

まず、報告第 10 号につきましては、和解及び損害賠償額の決定に関し、専決処分したものであります。

次に、報告第 11 号につきましては、金銭債権に係る訴えの提起に関し、専決処分したものであります。

次に、報告第 12 号につきましては、議決を経て締結した桑名市防災拠点施設法面保護等工事の契約金額の変更に関し、専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注) 上記の市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。

(会議録が正式な発言記録となります。)